

# 一般社団法人ジュニアゴルフクラブチーム連盟 会員規約

制 定 2021（令和3）年5月1日

## 第1章 総則

（目的）

第1条 この規約は、一般社団法人ジュニアゴルフクラブチーム連盟（以下「本連盟」という。）定款第5条ないし第8条に定める入会及び退会、入会金及び会費並びに会員に係る事項について定めることを目的とする。

## 第2章 会員

（会員の種類）

第2条 本連盟の会員は次のとおりとする。

- (1) 正社員（正会員） ゴルフ部を有する高等学校及び中学校に所属する教職員でありかつゴルフ部顧問である者、又はそうであった者
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、この法人の事業を援助する者
- (3) 名誉会員 学識経験者又はこの法人に対し特に功労があった者で社員総会において推薦された者

（入会）

第3条 本連盟の正会員又は賛助会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより書面により入会の申込をし、その承認を受けなければならない。

- 2 正会員及び賛助会員については次条に定める入会金の支払いがあった時に入会の効力が発生する。
- 3 社員総会において推薦された名誉会員については社員総会の推薦決議がされた時に入会したものとみなす。

（入会金）

第4条 本連盟の会員になろうとする者は名誉会員を除き所定の入会金を支払わなければならない。

（年会費）

第5条 本連盟の年会費は次のとおりとする。

- (1) 正会員 10,000円
  - (2) 賛助会員 10,000円／口（口数は問わない。）
  - (3) 名誉会員 免除
- 2 会員は、毎年度4月末日までに全額一括で納入する。

(退会)

第6条 本連盟の会員が自主的に退会しようとするときは、別に定める退会届を提出しなければならない。ただし、会費完納の義務は免れない。

### 第3章 クラブチーム

(登録)

第7条 次に定める要件を充たすクラブチームは、本連盟に登録することができる。

- (1) 代表者が1名以上いること。なお、代表者のほかに監督1名以上を定めることができる。
- (2) 代表者（監督がいるときは監督を含む。）が次の要件を充たすこと。
  - ① 成年であること。
  - ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律及び各都道府県において制定されている暴力団排除条例に定める暴力団その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）に該当しないこと。
  - ③ 本連盟の目的に賛同し、本連盟の目的達成のために主体的に活動することを希望していること。
  - ④ 本連盟が指定する指導者講習プログラムを受講し、当該修了を本連盟が認証すること。
  - ⑤ 法令、本連盟の規約、規則その他一切の指示を遵守することを誓約すること。
- (3) 次に定める選手が加入していること。
  - ① 満15歳（中学校卒業までを含む。）以下であること。
  - ② 性別及び国籍は問わない。
  - ③ 1つのクラブチームに加入していても他のクラブチームに加入することは差し支えないものとする。

(登録方法)

第8条 本連盟に登録しようとするクラブチームは、申込書及び本連盟が指定する誓約書その他の必要書類を提出して本連盟の認証を受けなければならない。

- 2 クラブチームに加入している選手については、個別の大会におけるエントリーの際に住所、氏名、年齢その他本連盟が指定する情報を登録するものとする。

(登録料)

第9条 本連盟に登録しようとするクラブチームは、所定の登録料を支払わなければならない。

- 2 クラブチームは登録料の支払をするまで本連盟に登録することができない。

(年会費)

第10条 クラブチームの年会費は6,000円とする。

- 2 クラブチームは、毎年度4月末日までに前項の年会費を一括で支払わなければならない。
- 3 クラブチームの入会時における年会費については、入会日の属する月を含めてそれ以降の当該年度の残り月数を基準にして、年会費を月割りにした金額とする。

(退会)

第11条 クラブチームが自主的に退会しようとするときは、別に定める退会届を提出しなければならない。ただし、会費完納の義務は免れない。

(登録取消)

第12条 クラブチームは、次の1つにでも該当する事由が認められたときは登録適格を失い、本連盟の指定する期限までに治癒できなかったときは登録を取り消される。

- (1) 代表又は監督において、第7条2項各号に定める事由の1つでも欠けたとき。
- (2) 代表又は監督において、本連盟が指定する資格維持のための指導者講習プログラムの受講を怠ったとき。
- (3) クラブチームに加入する選手がいなくなったとき。

#### 第4章 クラブチームの遵守事項

(遵守事項)

第13条 クラブチーム(代表者、監督を含む。)は、次に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 指定された期日までに年会費を支払わなければならない。
- (2) 選手から会費等を徴収する場合は、事前に本連盟へ届け出なければならない。  
この場合、本連盟から指導があった時はそれを遵守するものとする。
- (3) 法令及び本連盟が定める規約その他の遵守事項を誠実に遵守すること。
- (4) 本連盟から指示、指導その他協力依頼があったときは、それらに誠実に従い、協力すること。

(大会ユニフォーム)

第14条 本連盟の大会の参加するときは、本連盟の指示に従いゴルフに相応しい服装で参加しなければならない。

- 2 本連盟が指示するワッペン又はプリント等の装着を求めるときは、それに従わなければならない。

- 3 クラブチームにおいてワッペン又はプリント等の装着をしようとするときは、事前に本連盟に申請してその承認を得なければならない。

(制裁、除名)

第15条 クラブチーム(代表者、監督を含む。)において本規約に反する行為が認められたときは、本連盟はクラブチームに対し、次のとおりの制裁を科することができる。

- (1) 注意
- (2) 譴責
- (3) 期間を定めての大会への出場停止
- (4) 無期限の大会出場停止
- (5) 除名

2 本連盟が制裁を科そうとするときは、当該クラブチームに対し、弁明の機会を与えなければならない。

3 本連盟は、前項のクラブチームの弁明を踏まえ、本連盟の理事会において制裁を決定する。

4 本連盟が無期限の大会出場停止又は除名を科した場合において、その処分を将来に向かって取り消し又は軽減することが相当と認められる事由が生じたときは、クラブチームは、本連盟に対し、処分の取消し又は軽減を求めることができる。この場合、本連盟の理事会は、クラブチームの提出する資料に基づき審理を行い、処分の取消し又は軽減の可否を決定する。

(通報システム・相談窓口)

第16条 本連盟は、選手のクラブチーム(代表者、監督を含む。)での活動に係る全ての差別、ハラスメントその他の違法な又は不適切な行為について、相談又は通報を受ける窓口を設置する。

2 本連盟は、前項の相談又は通報があったときは、当該クラブチームに対し質問、報告を求める等の必要と認められる一切の行為をすることができ、当該クラブチームは、それに協力しなければならない。

3 本連盟は、第1項の相談又は通報があったときは、独自に調査する等必要と認められる一切の行為をすることができ、加盟クラブチーム(代表者、監督、選手、選手の保護者その他の関係者を含む。)に対しても調査囑託等の必要と認められる一切の行為をすることができ、加盟クラブチームはそれに協力しなければならない。

4 前各項にあたっては、本連盟及びクラブチームは、選手及び保護者のプライバシーその他の正当な利益を損なわないよう適切な配慮をするものとする。

## 第5章 補則

(細則)

第 17 条 本規約に定めるもののほか、本規約の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。又、細則がないときは理事会の決議により決定することができる。

(改正)

第 18 条 本規約の改廃は社員総会の決議を経て行う。

附則

- 1 本規約は、2021（令和3）年 月 日から施行する。
- 2 本規約第4条に定める入会金については当面の間、適用しない。この場合、本規約第3条2項にかかわらず、正会員及び賛助会員は理事会の承認があった時に入会の効力が発生する。
- 3 改正民法（平成30年法律第59号）の施行により2022（令和4）年4月1日に成年となる者については、同法施行前であっても本規約第7条2項1号に定める「成年」とみなす。
- 4 本規約第9条については当面の間、適用しない。この場合、本規約第8条1項に基づき本連盟の認証を受けた時に登録の効力が発生する。

以 上